

# 令和2年度受験案内



## 静岡県職員（職務経験者）採用試験

### 今回募集する職種

土木、獣医師、心理、児童福祉、医療社会福祉（精神保健福祉士）、職業訓練指導員（機械、情報技術）、工業化学（水質）、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、試験日程や会場等の変更を行う場合があります。その場合には、静岡県職員採用情報のホームページに掲載します。

- ◆ 第1次試験日 令和2年7月12日（日）
- ◆ 試験会場 静岡県庁別館
- ◆ 受付期間 5月27日（水）～6月12日（金）午後5時まで  
※6月12日の午後5時受信完了分まで有効
- ◆ 受験手続 10ページを御覧ください。  
－申込みはインターネットで！－

### 【試験についての問合せ先】

静岡県人事委員会事務局職員課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館14階

にっこりつなごう

電話番号 054-221-2275（直通）

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/zinzi/employ/>

E-mail [shokuin@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:shokuin@pref.shizuoka.lg.jp)

1 職種、採用予定者数等（採用予定者数は変更になる場合があります。）

職 種	採 用 予 定 者 数	主 な 職 務 内 容	主 な 勤 務 先
土 木	3 人	道路・河川・砂防・港湾・空港・上下水道等社会基盤の整備・管理、防災対策、都市計画等	本庁／交通基盤部、危機管理部、企業局 出先／土木事務所、地域局、企業局
獣 医 師	3 人	食品衛生の監視指導、食肉の検査、動物保護管理、畜産の振興、家畜の保健衛生指導、家畜の改良・増殖の研究等	本庁／健康福祉部、経済産業部 出先／健康福祉センター（保健所）、食肉衛生検査所、環境衛生科学研究所、農林事務所、家畜保健衛生所、畜産技術研究所
心 理	3 人	児童・保護者等に対する心理診断・心理療法等	出先／健康福祉センター（児童相談所）、吉原林間学園、三方原学園、精神保健福祉センター、磐田学園
児 童 福 祉	3 人	児童福祉施設等における入所児童等の自立促進・生活指導、児童相談所のケースワーク等	出先／健康福祉センター（児童相談所）、吉原林間学園、三方原学園、磐田学園
医療社会福祉 （精神保健福祉士）	1 人	精神保健福祉に関する技術指導、啓発、ケースワーク等	出先／健康福祉センター、精神保健福祉センター
職業訓練指導員 （機 械）	1 人	県立工科短期大学校（令和3年開校予定）等における教育	出先／県立工科短期大学校（令和3年開校予定）、技術専門学校 本庁／経済産業部
職業訓練指導員 （情報技術）	1 人		
工業化学（水質）	1 人	水道水質基準項目の水質検査、水質管理及び水質関連設備の保守管理等	出先／企業局（水質管理センター等） 本庁／企業局
臨床検査技師	1 人	検体検査、輸血検査、生理検査、病理検査、採血業務等	県立静岡がんセンター
作業療法士	1 人	上肢機能・A D L 訓練、心理支援的作業療法、在宅へ向けた環境調整等	
理学療法士	1 人	運動療法、物理療法、装具療法等	
言語聴覚士	1 人	音声・言語・聴覚・嚥下機能の訓練、検査指導等	

## 2 受験資格等

### (1) 受験資格

職 種	年齢、免許・経験年数等
土 木	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 土木の設計、施工管理の職務経験が令和2年4月30日現在で3年以上の人</li> </ol> <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>
獣 医 師	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 獣医師の免許を有する人</li> <li>3 獣医師としての職務経験が令和2年4月30日現在で1年以上の人</li> </ol>
心 理	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した人であって、心理療法に関する職務経験が令和2年4月30日現在で5年以上の人</li> </ol> <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>
児 童 福 祉	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 児童指導員、児童自立支援専門員及び児童福祉司(※1)のすべての任用資格を有する人</li> <li>3 2の任用資格取得後に社会福祉施設等(※2)における職務経験が令和2年4月30日現在で3年以上の人</li> </ol> <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p> <p>※1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に定める児童指導員、同基準第82条に定める児童自立支援専門員及び児童福祉法第13条第3項に定める児童福祉司をいいます。</p> <p>※2 「社会福祉施設等」とは、社会福祉法第62条に定める社会福祉施設、児童福祉法第7条に定める児童福祉施設、児童福祉法施行規則第5条の3に定める施設のいずれかをいいます。</p>
医療社会福祉 (精神保健福祉士)	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 精神保健福祉士の資格を有する人</li> <li>3 精神保健福祉士法施行規則第2条で定める施設において精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の職務経験が令和2年4月30日現在で5年以上の人</li> </ol> <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p> <p>※ 「精神保健福祉士法施行規則第2条で定める施設」とは次の(1)～(14)の施設をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 精神科病院</li> <li>(2) 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)</li> <li>(3) 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター</li> <li>(4) 障害児通所支援事業(医療型児童発達支援を除く。)又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</li> <li>(5) 病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)</li> <li>(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター</li> <li>(7) 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</li> </ol>

	<p>(8) 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>(9) 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>(11) 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>(12) 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するもの)</p> <p>(13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>(14) (1)～(13)に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p>
職業訓練指導員 (機械)	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条に規定する「職業訓練指導員」の免許(機械科)を現に有している人又は令和3年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人</li> <li>3 当該免許に関する職務経験が令和2年4月30日現在で1年以上の人</li> </ol>
職業訓練指導員 (情報技術)	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条に規定する「職業訓練指導員」の免許(電子科、コンピューター制御科又は情報処理科)を現に有している人又は令和3年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人</li> <li>3 当該免許に関する職務経験が令和2年4月30日現在で1年以上の人</li> </ol>
工業化学 (水質)	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 水質管理に関する職務経験が令和2年4月30日現在で3年以上の人</li> </ol> <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>
臨床検査技師	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 臨床検査技師の免許を有する人</li> <li>3 ウイルスを含む微生物遺伝子検査の職務経験が令和2年4月30日現在で5年以上の人</li> </ol> <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>
作業療法士	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 作業療法士の免許を有する人</li> <li>3 医療機関における作業療法士としての職務経験が令和2年4月30日現在で2年以上の人</li> </ol> <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>
理学療法士	<p>次の要件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</li> <li>2 理学療法士の免許を有する人</li> </ol>

	<p>3 医療機関における理学療法士としての職務経験が令和2年4月30日現在で2年以上の人          なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>
言語聴覚士	<p>次の要件を全て満たす人          1 昭和36年4月2日以降に生まれた人          2 言語聴覚士の免許を有する人          3 嚙下造影検査の経験を有し、かつ、頭頸部がん領域のリハビリテーションの経験を有する人で、医療機関における言語聴覚士としての職務経験が令和2年4月30日現在で5年以上の人          なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p>

- (注) 1 正社員以外で勤務していた場合は、正社員と同じ勤務形態で就業していた期間のみ対象となります。  
 2 職務経験の確認のため、職歴証明書等の提出を求める場合があります。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- ア 日本国籍を有しない人  
 ただし、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士は、日本国籍を有しない人も受験することができますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人  
 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人  
 ・静岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人  
 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

### 3 試験日・試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	7月12日(日) 9:40 入室開始 10:00 着席 14:40 終了予定※ ※工業化学(水質)は、15:10終了予定です。	静岡県庁別館 (静岡市葵区追手町9番6号) ※7ページ参照
第2次試験	8月18日(火)から8月24日(月)までの間で、第1次試験合格通知書で指定する日	静岡市内において実施しますが、詳細については、第1次試験合格通知書でお知らせします。

#### 注意事項

- ・試験会場内及びその周辺での駐車はできません。公共交通機関を利用してください。  
 また、試験会場周辺の道路が大変混雑し、通行車両及び周辺住民の迷惑となりますので、車の送迎も御遠慮ください。
- ・昼食・休憩時間は40分程度ですので、昼食を持参するようにしてください。
- ・会場では冷房設備を使用する場合がありますので、温度調節のできる服装で受験してください。
- ・障害の有無に関係なく応募できます。
- ・障害等があり、試験会場において配慮が必要な場合は、申込書の特記事項欄にその内容を具体的に記入してください。この場合には、詳細について電話等で確認させていただくことがあります。なお、場合によっては、対応できない事項もあることを御了承ください。

#### 4 試験の方法

区 分	内 容	
第 1 次 試 験	専 門 試 験 (120分)【工業化学(水質)】 (90分)【その他の職種】	職種に応じた専門的知識、技術等についての筆記試験で、試験問題の形式及び出題分野は次表のとおり。
	論 文 試 験 (90分)	課題に対する理解力、論理性、表現力等についての記述式による筆記試験 (注)採点は、専門試験の得点が一定の基準に達した人についてのみ行います。
第 2 次 試 験	適 性 検 査	職員としての適性についての検査
	面 接 試 験	人物についての個別面接による口述試験

#### 〔専門試験問題の形式及び出題分野〕

職 種	試験問題の形式		出 題 分 野
土 木	択一式	出題数30題 全問解答	数学・物理・情報技術基礎(3)、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)(13)、土木構造設計(2)、測量(2)、社会基盤工学(4)、土木施工(6) (出題分野のカッコ内の数字は出題予定数。出題数は変更する場合があります。)
獣 医 師	記述式		獣医師として必要な専門知識に関するもの
心 理			心理職として必要な専門知識に関するもの
児 童 福 祉			児童福祉職として必要な専門知識に関するもの
医療社会福祉 (精神保健福祉士)			医療社会福祉(精神保健福祉士)として必要な専門知識に関するもの
職業訓練指導員 (機 械)			機械工学、材料、工作法、測定法、安全衛生、加工法、機械製図
職業訓練指導員 (情報技術)			電気理論、電子工学、電気・電子機器、材料、安全衛生、通信工学、機器整備、制御工学、工作法、システム設計、ソフトウェア、ネットワーク、ハードウェア、情報工学、経営工学
工 業 化 学 (水 質)	択一式	出題数30題 全問解答	数学・物理(5)、物理化学(7)、分析化学(2)、無機化学・無機工業化学(5)、有機化学・有機工業化学(7)、化学工業(4) (出題分野のカッコ内の数字は出題予定数。出題数は変更する場合があります。)
臨床検査技師	記述式		臨床検査技師として必要な専門知識に関するもの
作業療法士			作業療法士として必要な専門知識に関するもの
理学療法士			理学療法士として必要な専門知識に関するもの
言語聴覚士			言語聴覚士として必要な専門知識に関するもの

◎ 配 点

第 1 次 試 験		第 2 次 試 験	合 計
専 門 試 験	論 文 試 験	面 接 試 験	
4 0 点	8 0 点	4 8 0 点	6 0 0 点

最終合格者は、第 1 次試験の得点と第 2 次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。  
ただし、次の場合は不合格となります。

- ・ 第 1 次試験の専門試験、論文試験のそれぞれで一定の基準に達しない場合
- ・ 第 1 次試験日に、専門試験又は論文試験のいずれかを受験しなかった場合
- ・ 第 2 次試験の面接試験において一定の基準に達しない場合

5 合格者の発表

区 分	発 表 日 時	方 法
第 1 次試験合格者	8 月 4 日(火) 午前10時	合格者の受験番号を、静岡県庁本館 玄関にある掲示板及び人事委員会事務局 のホームページに掲載します。 合格者には、文書でお知らせしま す。(文書は合格者の発表日に発送)
最 終 合 格 者	9 月上旬	

6 試験結果の情報提供

本試験を受験した人は、本人情報の提供を受けることができます。  
提供の方法は、次の 2 通りです。

① 窓口での情報提供

受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、人事委員会事務局職員課（県庁東館14階）に直接お越してください。なお、パソコン画面上での閲覧のみとなります。

（注）窓口での情報提供は、提供期間中の土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く  
午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

② 郵送による提供

第 1 次試験の際に配付する本人情報提供申出書に必要事項を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封して、人事委員会事務局職員課まで郵送してください。詳細は第 1 次試験の際にお知らせします。

対象者	提供内容	受付期間
第 1 次試験不合格者	第 1 次試験の総合得点、 科目別得点及び総合順位(注 1)	令和 2 年 8 月 4 日(火)から 令和 2 年 9 月 3 日(木)まで
第 1 次試験合格者	上記に加え、 第 2 次試験の得点、 最終総合得点及び最終順位(注 2)	最終合格発表日から 1 か月間

（注 1）専門試験の得点が一定の基準に達しなかった人については、論文試験の採点を行いませんので、専門試験の得点のみが情報提供の対象となります。

（注 2）第 2 次試験欠席者は、第 1 次試験の結果のみの提供となります。

## 7 合格から採用まで

最終合格者は、職種ごとに採用候補者名簿に登載され、その中から任命権者が採用者を決定します。退職者の状況によっては採用されないことがあります。

採用は、令和3年4月1日以降に行われる見込みですが、職種によりそれ以前に行われることもあります。

## 8 給 与

(例) 行政の初任給(令和2年4月1日現在。地域手当を含む。)

採用時の年齢	大学卒業後の職務経験年数	金 額
29歳	7年	約235,800円
39歳	17年	約297,700円

このほかに、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。

## 9 福利・厚生

- ・ 地方職員共済組合、職員互助会等の制度があり、医療費の給付、住宅資金等の貸付等が行われます。
- ・ 県内各地に世帯用住宅、単身用住宅があります。

## 10 例題の公開

専門試験及び論文試験の例題を人事委員会事務局のホームページで公開するとともに、県民サービスセンター、県総合庁舎行政資料コーナー、県立中央図書館、県総合教育センターに配架しています。

## 11 その他

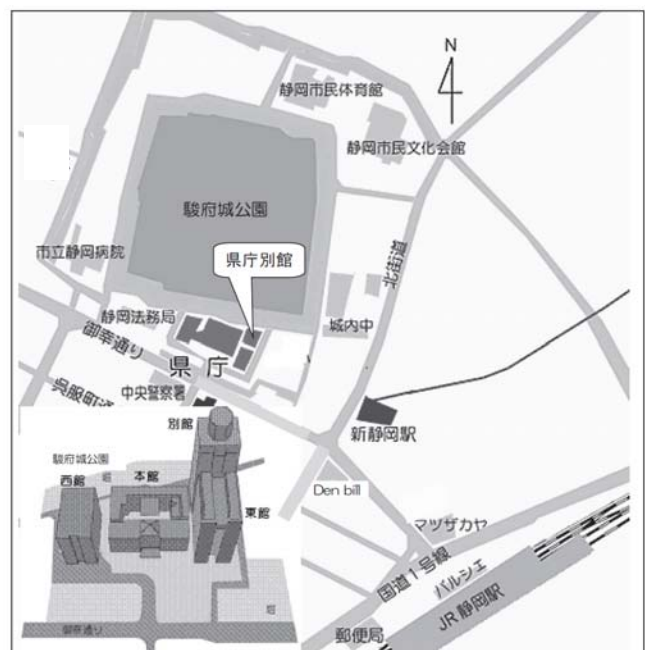
- ・ この採用試験の実施に関して収集する個人情報、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- ・ 当日は、時間に余裕を持って来場してください。また、当日の交通機関の遅延等に備え、代替経路等を事前に御確認ください。
- ・ 会場を間違えた場合は、受験できませんので御注意ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響や、地震、台風などの災害等により、やむを得ず試験日程を変更する場合があります。試験に関して緊急のお知らせがある場合は、人事委員会事務局のホームページでお知らせしますので、試験日が近づいたらホームページを御確認ください。

### 試 験 会 場 案 内 図

静岡県庁別館(静岡市葵区追手町9番6号)

★JR静岡駅下車 徒歩約15分

★静岡鉄道「新静岡駅」下車 徒歩約10分





申込入力例

- インターネット（「ふじのくに電子申請サービス」）で申し込んでください。  
画面に表示される注意事項に従って、誤りのないよう入力してください。
- 申込みできるのは一つの職種に限ります。

<確認画面イメージ>

静岡県職員採用試験申込書

1 試験区分	2 職 種	※受験番号 (記入不要)	
職務経験者	土木		
3 生年月日	昭和 58年 8月 21日	4 性 別	男
5	フリガナ	シズオカ カツオ	
	氏 名	静 岡 かつ男	
第1次試験合格通知先	郵便番号	電話番号（よく利用する電話（携帯）番号を記入してください。）	
	180-0000	090-0000-0000	
	都道府県・市郡区町村・字・番地・建物・号室名		
	静岡市葵区つつじ町3776 もくせいマンション2-23号室		
	E-mail（よく利用するメールアドレスを記入してください。）		
sankouchou@shizuoka.abcd.jp			
7 最終学歴（最終の学校又は現在在学中の学校について記入してください。）			
学校名	学部名・学科名等	修学期間	
ふじのくに大学	理工学部建築科	平成 14年 4月 ～ 平成 18年 3月	
		卒業区分	卒業
学校種別	大学	8 出身高校所在地	静岡県
9 免許・資格等（受験資格に免許・資格等が規定されている職種の受験者は記入してください。）			
免許・資格		取得時期	(年号) 年 月
10 現在の勤務先			
勤務先及び所在地		部課名	職務内容
〇〇建設株 ( 静岡市 )		建設企画課	施工管理
11 特記事項（受験に際し、考慮してほしいことがある場合は記入してください。例：車椅子の使用 等）			
※障害等があり、試験会場において配慮が必要な場合は、その内容を具体的に記入してください。			

12	職務経験（受験資格に該当する職歴を、現在（又は直近）のものから記入してください。）	勤務先(所在地)、部課名、役職名	職務内容・業績（具体的に）	就業の始期、終期及び期間		
		(直近) 〇〇建設(株) 建設企画課長 (静岡市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇ターミナルビルの建設をはじめ民間受注工事の施工管理（R1年度施工件数〇件）</li> <li>〇〇自動車道〇〇インター整備関連治山工事施工管理（市土木課との折衝業務を含む）</li> </ul>	平成28年 4月 1日 ～ 令和2年 5月(現在)日 (期間 4年 1月 日)		
		(株)〇〇設備工業 工事課管理主任 (浜松市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木施工管理 建設機材の確保、工程管理、人員管理、安全管理、他業者との連絡調整を行った。（現場監督として、河川工事3件、道路工事5件の経験あり。）</li> </ul>	平成18年 10月 1日 ～ 平成28年 3月 31日 (期間 9年 6月 日)		
		( )		年 月 日 ～ 年 月 日 (期間 年 月 日)		
		※派遣会社に雇われて派遣された場合は、その旨を明記してください。	※職務内容・業績は、経験、成果等をできるだけ詳細に記入してください。	年 月 日 ～ 年 月 日 (期間 年 月 日)		
( )		年 月 日 ～ 年 月 日 (期間 年 月 日)				
13	職務経験通算期間（令和2年4月末までで、受験資格に該当する継続して就業した期間 ※1か月未満切り捨て）	13年 7月	業種種別	建設業	就業区分	就業中
私は、職種欄に記載した職種の採用試験を受験したいので申し込みます。 なお、私は希望する職種に必要な受験資格を満たしており、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しておりません。 また、この申込書の全ての記載事項は事実と相違ありません。						
令和 2年 5月 27日 署名					静岡 かつ男	

## 受 験 手 続

### インターネット（電子申請）で申し込んでください。

※インターネットによる申込みができない方は、6月5日(金)午後5時までに静岡県人事委員会事務局職員課（054-221-2275）へお問い合わせください。

申込みの流れ	<p>■インターネットによる申込みには次のものがが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン、スマートフォン（一部非対応機種あり）（携帯電話は不可）</li> <li>・本人のメールアドレス（パソコン又はスマートフォンのメールアドレス）</li> <li>・受験票を打ち出すためのプリンタ（A4サイズが出力できるものなら可）</li> </ul> <p>「ふじのくに電子申請サービス」からお申し込みください。</p>		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">インターネット にアクセス</td> <td>静岡県職員採用情報のホームページから、「ふじのくに電子申請サービス」にアクセスしてください。 <a href="https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/">https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/</a></td> </tr> </table>	インターネット にアクセス	静岡県職員採用情報のホームページから、「ふじのくに電子申請サービス」にアクセスしてください。 <a href="https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/">https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/</a>
	インターネット にアクセス	静岡県職員採用情報のホームページから、「ふじのくに電子申請サービス」にアクセスしてください。 <a href="https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/">https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/</a>	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">利用者登録</td> <td>はじめに「利用者登録」をして「利用者ID」を取得してください。利用者登録は、申込期間前でも行うことができます。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※登録時に取得したIDとパスワードは申込み、受験票ダウンロード時に必要になります。必ず控えておいてください。紛失しても、利用者IDやパスワードのお問合せには一切お答えできません。 ※利用者登録だけでは、受験申込にはなりません。</p>	利用者登録	はじめに「利用者登録」をして「利用者ID」を取得してください。利用者登録は、申込期間前でも行うことができます。
	利用者登録	はじめに「利用者登録」をして「利用者ID」を取得してください。利用者登録は、申込期間前でも行うことができます。	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">受験申込</td> <td>申込期間中、申込入力画面に必要な事項を入力して送信してください。送信後、「整理番号」「パスワード」が表示されますので控えておいてください。申込到達通知のメールが登録メールアドレス宛に送信されますので、必ず確認してください。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※申込到達通知メールが届かない場合は、至急、静岡県人事委員会事務局職員課（054-221-2275）へ連絡してください。 ※整理番号とパスワードの両方を忘れた場合は、新規のユーザーとして改めて利用者登録し、申込手続を行ってください。また、静岡県人事委員会事務局職員課へも連絡してください。</p>	受験申込	申込期間中、申込入力画面に必要な事項を入力して送信してください。送信後、「整理番号」「パスワード」が表示されますので控えておいてください。申込到達通知のメールが登録メールアドレス宛に送信されますので、必ず確認してください。	
受験申込	申込期間中、申込入力画面に必要な事項を入力して送信してください。送信後、「整理番号」「パスワード」が表示されますので控えておいてください。申込到達通知のメールが登録メールアドレス宛に送信されますので、必ず確認してください。		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">申込内容照会</td> <td>「申込内容照会」から申し込んだ試験の審査状況等が確認できます。</td> </tr> </table>	申込内容照会	「申込内容照会」から申し込んだ試験の審査状況等が確認できます。	
申込内容照会	「申込内容照会」から申し込んだ試験の審査状況等が確認できます。		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">受験票ダウンロード</td> <td>審査終了、受験票の発行をメールにて通知しますので、「申込内容照会」画面から受験票(PDF)をダウンロードしてください。</td> </tr> </table>	受験票ダウンロード	審査終了、受験票の発行をメールにて通知しますので、「申込内容照会」画面から受験票(PDF)をダウンロードしてください。
受験票ダウンロード	審査終了、受験票の発行をメールにて通知しますので、「申込内容照会」画面から受験票(PDF)をダウンロードしてください。		
申込期間	<p><u>令和2年5月27日(水)～6月12日(金)午後5時まで</u></p> <p>※6月12日の午後5時までに受信完了が確認できない場合は、申込みが無効になります。 ※受付期間終了直前はシステムが混み合うおそれがあるため、日程に余裕を持って申し込んでください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>		
受験票	<p><u>令和2年6月24日(水)頃に発行します。</u></p> <p>※プリントアウトした受験票の署名欄に自筆で署名するとともに、<u>必ず写真を貼り、第1次試験当日に持参してください。</u></p>		

※試験に関して緊急のお知らせがある場合は、人事委員会事務局のホームページ（<https://www.pref.shizuoka.jp/zinzi/employ/>）でお知らせします。